省　令

○厚生労働省令第八十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和六年五月十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の二及び第三十二条の三を削る。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第六号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月十七日

防衛大臣　木原　稔

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次に掲げる者　二十四万三千五百円 イ～ハ　［略］ ニ　自衛隊奨学生（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百二十条の三第一項に規定する自衛隊奨学生をいう。次号ハにおいて同じ。）のうち大学を卒業した者 二　次に掲げる者　二十六万二千二百円 イ・ロ　［略］ ハ　自衛隊奨学生のうち大学院の修士課程を修了した者 ニ　［略］ 2　［略］	（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次に掲げる者　二十四万三千五百円 イ～ハ　［同上］ ニ　貸費学生（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百二十条の三第一項に規定する貸費学生をいう。次号ハにおいて同じ。）のうち大学を卒業した者 二　次に掲げる者　二十六万二千二百円 イ・ロ　［同上］ ハ　貸費学生のうち大学院の修士課程を修了した者 ニ　［同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄